

岩手県告示第415号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき雫石町から受けた災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託を平成29年3月31日をもって廃止した。

平成29年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也